

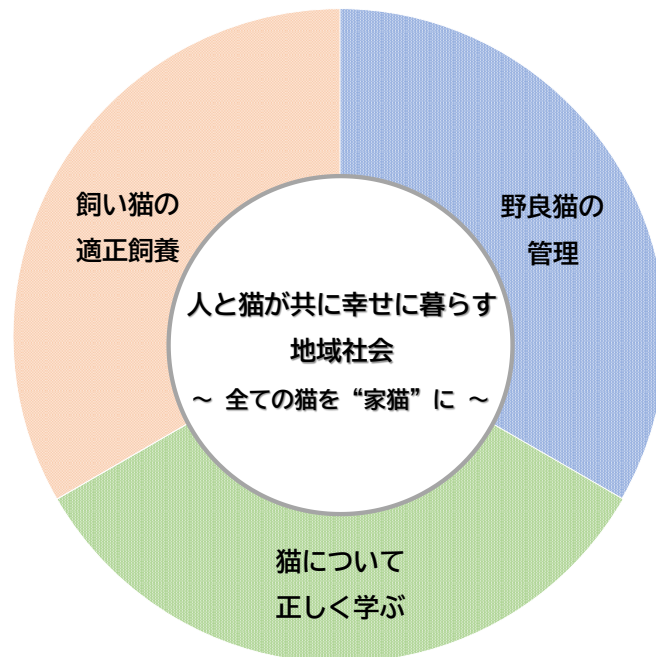
那覇市人と猫との共生に関するガイドライン
～ なはねこガイドライン ～



令和5年3月

那覇市

はじめに



猫は、心にうるおいや癒しを与える動物として、大切なパートナーとなっています。犬と比べて鳴き声が小さく、基本的に散歩の必要もない猫は、本市のような住宅密集地でも比較的飼いやすいため、今後も飼育数がさらに増えていくものと考えられます。

一方で、猫を取り巻く課題は、近年全国的に多様化しています。本市においても、糞尿などによる生活環境の悪化や、野良猫へのエサやりに関する事、多頭飼育に関する事など、様々な相談が寄せられており、人と猫の関係だけでなく、人間同士のトラブルに発展している事例も生じています。このことは猫が市民の生活に深く関わっていることに加えて、猫に対する市民の感情や、猫への関わり方、価値観が様々であることが要因であると考えられます。

本ガイドラインでは、将来的な到達目標として、「市内にいる全ての猫を“家猫”とする」ことを掲げ、飼い猫については、近隣に迷惑がかかることのない、満たされた環境のなかで最期まで飼い主と暮らすこと、野良猫については、その命を飼い猫と同様に尊重しつつ、繁殖防止や被害軽減のため、「管理」することや、保護や譲渡などにより、「飼い猫」としていくことが重要であると考えます。

猫に関わっている皆様はもちろん、今までは関わりのなかった皆様においても、「人と猫が共に幸せに暮らす地域社会」の実現に向けて、本ガイドラインをご活用いただけることを願っています。

目次

第1章 言葉の定義	1
第2章 猫の生態を知ろう	2
第3章 飼い猫編	5
1 猫を飼い始める前に	5
2 終生飼養（命を終えるまできちんと育てる）	6
(1) 猫のニーズを満たしましょう.....	6
(2) 完全室内飼育のすすめ.....	6
(3) 災害対策について.....	7
(4) 飼い主のマナーを守りましょう.....	7
(5) 所有者情報の明示.....	8
(6) 繁殖の防止.....	8
(7) 飼うことができなくなったとき.....	9
第4章 野良猫編	10
1 基本的な考え方	10
2 野良猫の管理について	11
(1) 生息状況の把握.....	11
(2) 避妊去勢手術.....	12
(3) 排泄物の管理.....	12
(4) 地域の理解.....	12
(5) エサを与える場合.....	13
3 野良猫の管理に向けた取り組みについて	15
4 猫に困っているときは	16
5 Q&A：よくある質問	17
6 野良猫との関わり方 ～ ケースから学ぼう ～	19
第5章 関係者の役割	21

巻末資料

第1章 言葉の定義

1 飼い猫

特定の人が、所有または占有¹している猫のこと。

2 野良猫

所有者または占有者のいない猫（飼い主のいない猫）全般を指します。

3 管理

地域で暮らす野良猫の把握に努め、猫が増えないよう計画立てて避妊去勢手術を実施すること、また猫による糞尿被害や爪とぎ、ごみ漁りなどが生じないよう対策を講じること。エサを与える場合には、他人に迷惑をかけない方法で行うこと。

4 地域猫

「地域猫活動」により、地域住民などが合意の下で協力し、管理している野良猫のこと。単に地域にいる野良猫や、耳先をカットされた野良猫とは異なります。

¹ 占有：例として、普段猫を世話している所有者の同居家族やペットシッターなどが想定されます。

第2章 猫の生態を知ろう

飼い猫との幸せな暮らしや、野良猫と上手く付き合っていくためには、猫の生態や習性を把握しておくことが大切です。

1 社会生活

猫はなわばりをもつ動物です。個体差もありますが、半径100～500mの範囲で生活すると言われていています。なわばりのなかには、他の猫を寄せ付けない場所と、他の猫と共有して使う場所の2種類があり、一定の社会性を持って生活していると考えられています。そして自分のなわばりを示すための習性として、爪とぎや、オスの場合は尿をスプレー状に吹き付け、マーキングを行う「スプレー行動」が知られています。

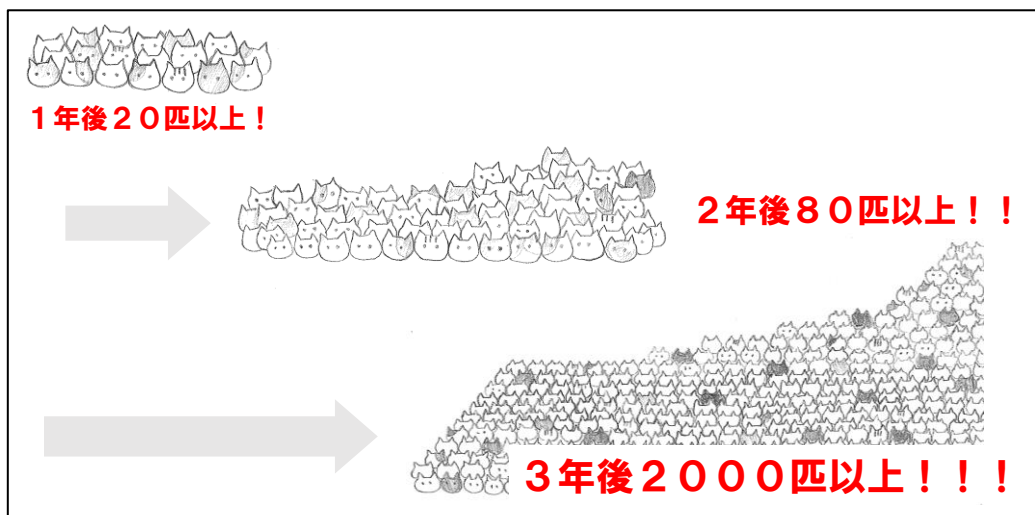
行動の特徴としては、待ち伏せして獲物を狩る「ハンティング」を行うことが知られており、エサのある場所には強い執着を示します。また、木登りなど、垂直の運動を好みます。

2 繁殖

猫は、メスの場合は生後6か月ほど、オスの場合は生後12か月ほどで発情を迎えます。

また、猫は交尾により排卵が起きる「交尾排卵動物」であり、繁殖の成功率が高いことが知られています。1回の出産で8匹の仔猫を産むことがあり、さらに本市のように日照時間の長い地域の場合は、年中繁殖ができる場合もあります。

そのため、避妊去勢手術などの繁殖制限を行わず放っておくと、あっという間に増えてしまいます。



3 生涯

室内飼いや獣医療の進歩などにより、近年飼い猫の長寿命化が進んでおり、20年近く生きることも少なくありません。一方で、放し飼いの猫や、野良猫については、病気やケンカ、交通事故などのリスクにさらされており、その寿命は平均して3～5年ほどと言われています。

4 排泄

猫は1日の間に数回排泄を行います。猫には排泄物を隠す習性があるため、排泄場所としては、柔らかく、乾燥した土がある場所などを好みます。しかし、そうした環境の少ない都市部では、アスファルトやコンクリートなどの固い場所での排泄も、しばしば確認されています。



5 感染症

他の動物と同様に、猫にも様々な病気のリスクがあります。以下、代表的な7つの感染症について紹介します。

※ 人にもうつる可能性があるものについてはⒶのマークを付けています。

【参考】 代表的な7つの感染症

① 猫上部気道感染症（猫風邪）

ヘルペスウイルスやカリシウイルス、クラミジアによって引き起こされる風邪のような症状の総称です。猫風邪とも呼ばれています。主に感染した猫との接触で感染し、くしゃみや鼻水、結膜炎などを引き起こします。猫に十分な体力があれば2～3週間で自然に回復しますが、病原体が一部体内に残ってしまい、他の猫の感染源となる場合があります。

② 汎白血球減少症（猫伝染性腸炎）

パルボウイルス（FPLV）の感染により、下痢、嘔吐や白血球の減少などを引き起こす病気です。ウイルスは主に感染した猫の糞便に排出されますが、ウイルスの屋外での生存期間が長いので、直接糞便に触れなくても環境を介して感染する場合があります。症状には嘔吐、下痢、血中の白血球数の減少などがあり、子猫の場合は運動機能に支障が出ることもあります。

③ 猫白血病ウイルス感染症

レトロウイルス（FeLV）の感染により、リンパ腫や免疫不全症を引き起こす病気です。主に感染猫の唾液から感染します。免疫によりウイルスを完全に排除できる場合や、無症状のまま命を全うする場合がありますが、発症した場合には、リンパ腫や急性白血病などを引き起こし、予後は悪いことがほとんどです。



④ 猫免疫不全ウイルス感染症（猫エイズ）

レトロウイルス（FIV）の感染により、猫に免疫不全を引き起こす病気で、猫エイズとも呼ばれています。主に感染した猫とのケンカなどで感染します。感染しても無症状のまま命を全うすることもあります。発症した場合には、免疫力が弱まることで様々な病気を併発し、予後は悪いことがほとんどです。

発症にはストレスなどが関係していると言われており、感染猫を飼う場合は、満たされた環境が大切であるとされています。

⑤ 疥癬症 かいせん ㊦

ヒゼンダニの寄生が原因となる皮膚病です。寄生された猫との接触のほか、共用のケージなどを介して感染することもあります。痂皮かひと呼ばれるかゆみを伴う病変をつくることが特徴で、皮膚をかくことにより、細菌感染がおこることもあります。人へは感染した猫を抱いたりすることによってうつることがあり、人から人への感染も確認されています。

⑥ トキソプラズマ症 ㊦

原虫であるトキソプラズマの感染により、人の妊婦に流産、新生児に先天性障害を引き起こす病気です。日本における猫のトキソプラズマ保有率は数%と言われており、猫に症状が出ることはほとんどありませんが、感染猫の糞便を介して人にうつることがあります。

⑦ 重症熱性血小板減少症候群（SFTS） じゅうしやうねつせいかくしょうじょうぼん ㊦

ブニヤウイルス（SFTSV）の感染により、人に発熱やだるさ、下痢、出血などの症状を引き起こす病気です。SFTSとも呼ばれています。特に高齢者では重症化しやすく、最悪の場合死に至ることもあります。

猫にも感染することが知られており、発症した場合の症状は人と似ていますが、人と比べて予後は悪いとされています。

人も猫もウイルスに感染したマダニを介して感染することが多いですが、発症した猫に咬まれた人が感染した事例も報告されています。

※ 上記以外にも、人と動物に共通する感染症は多くあります。

猫を含め、屋外で生息している動物には、むやみに手を出さないよう注意しましょう。

第3章 飼い猫編

1 猫を飼い始める前に

新たに猫を迎えるときには、これからの猫との生活を見据え、最期まで責任を持って飼うことができるのか、しっかり考えましょう。十分考えた上で、結果として「飼わない」と決断することも立派な猫への愛情です。

(1) 猫を飼える環境ですか？

集合住宅や借家にお住いの場合は、ペットの飼育条件についてあらかじめ確認しましょう。猫を室内で飼育できない場合には、新たに猫を迎えること自体をお勧めできません。

(2) きちんと世話をすることはできますか？

生後間もない猫は、数時間おきにミルクを与える必要があります。また、年齢と共に様々な介助が必要になることがあります。猫は20年近く生きる動物です。猫がその一生を終えるまで、飼い主の都合で手放すことや、世話を放棄することはできません。

(3) 経済的な負担はできますか？

猫と暮らすためには、エサ代はもちろんのこと、ノミダニの駆除やワクチン接種などの医療にもお金がかかります。また、病気やケガをしたときには、動物病院への受診が必要となる場合がありますので、あらかじめ必要な費用について知っておくことも重要です。

【参考】 猫を飼うためにかかった費用（1年間・1頭当たり）

病気やケガの治療費（約5万円※）、エサ・おやつ（約4万円）、ペット保険（約3万円）、ワクチンなど病気の予防（約1万5千円）、猫砂やペットシートなど日用品（約1万5千円）
計約18万円

※ 骨折など手術が必要となる場合には10万円以上の費用が必要となる場合があります。

(4) 世話をする体力はありますか？

猫がストレスをためないよう欲求を満たすためには、一緒に遊ぶことや、毎日の猫のトイレ掃除など、ある程度の体力は必要です。また、猫の毛やフケ、排泄物はアレルギーの原因になることがあります。アレルギーは猫を飼ってから発症することもあり、家族にアレルギー体質の方がいる場合は、医師に相談するなど、慎重な判断が必要です。

(5) ご家族の同意は得られていますか？

同居する家族などがある場合は、日頃の世話を含め、猫を最期まで責任を持って飼うことができるのか、皆で話し合しましょう。

【コラム】 保護猫の飼い主になりませんか？

市では、保護・収容した猫の飼い主を募集しています。

詳しくは市ホームページ、またはお電話にてお問い合わせください。

市ホームページ（QRコード）⇒



また、民間の動物愛護団体などにも、新しい飼い主を待っている保護猫がいます。

詳しくは各団体のホームページや SNS などでご確認ください。

2 終生飼養（命を終えるまできちんと育てる）

猫を飼うことには、「猫の命を預かる責任」と「地域社会に対する責任」が伴います。

次のような点に注意しながら、飼い猫と末永く幸せに暮らしましょう。

(1) 猫のニーズ（欲求）を満たしましょう

- 猫の年齢や体格、健康状態にあったエサを与え、新鮮な水がいつでも飲めるようにしましょう。
- ノミダニの予防やワクチン接種などの病気の予防に気を配り、ケガや病気をした場合には、必要な治療を受けさせましょう。
- 清潔で安全な飼育場所を用意して、猫が快適に暮らせるようにしましょう。
- 猫の習性や生理、生態を正しく理解し、工夫して猫に合わせた環境をつくりましょう。

(2) 完全室内飼育のすすめ

一昔前であれば、自由に外へ行き来している飼い猫も多くみられましたが、病気や事故のリスク、排泄や爪ときぎなど、家の外でのトラブルを考えると室内での飼育をお勧めします。

猫は工夫次第で室内のみで飼うことのできる動物です。次のように、猫が快適に過ごすことのできる室内環境を整え、危険やトラブルなどから守りましょう。

【室内で飼う時に必要な環境や物品の例】

- キャットタワーなどの上下運動ができる場所
- 猫が退屈しないための外が眺められる場所
- 安心できる隠れ場所やケージ
- 安定感のある食器（食事用、水用） ※頭数分
- 猫用トイレ ※頭数分+1
- 猫のおもちゃ、猫の好みの爪ときぎ
- 通院や災害時など、猫を外に連れ出すためキャリーバッグ
- ブラシや爪切りなどの手入れ用品
- 首輪や迷子札（室内飼いであっても装着をお勧めします）



(3) 災害対策について

災害は突然起こります。いざというとき、猫を守ることができるのは飼い主だけです。

エサや医薬品、トイレ用品などの持ち出し品の準備や、初対面の人や初めて見る物、キャリーの使用などに日頃から猫を慣れさせることも重要です。

また、災害発生時には、自らの安全を確保するとともに、情報を収集して、冷静に判断を行うようにしましょう。

市では、災害への備えや災害発生時の対応などに関する情報をホームページで発信しています。是非、併せてご確認ください。

【参考】 災害対応等に関する市ホームページについて

- 防災危機管理課ホームページ 環境衛生課ホームページ

【災害情報全般に関すること】

【ペット防災に関すること】

(QRコード) ⇒



(QRコード) ⇒



(4) 飼い主のマナーを守りましょう

糞尿や毛の飛散、飼育臭などで、地域の皆さんに迷惑をかけないようにしましょう。また、万が一トラブルになってしまったときには、誠意をもって対応することが求められます。

地域には、猫が苦手な方やアレルギーを持つ方も暮らしています。地域の皆さんの考えも尊重し、迷惑がかからないよう十分に配慮しましょう。

【参考】 飼い主のマナー・チェックリスト

以下の項目すべてにチェックがつけられるようにしましょう。

- 集合住宅の場合は、ペットの飼育条件など社会のルールを守って飼育している
- 室内だけで飼うようにしている
- 排泄は猫用トイレでするようにしつけ、毎日清掃して清潔に保っている
- 不必要に増やさないため、避妊去勢手術を済ませている
- 定期的にブラッシングをして、毛玉などに注意している
- ノミダニや寄生虫の予防を定期的に行っている
- 身元を示す迷子札や、マイクロチップを装着している
- 猫が苦手な方や、アレルギーを持つ方の立場に立って行動している

(5) 所有者情報の明示

災害の発生や思わぬトラブルで、突然猫と離れ離れになってしまうこともあるかも知れません。飼い主の特定や身元を判明しやすくするために、迷子札など一目見て飼い主が分かるものや、マイクロチップを装着しましょう。

【コラム】 マイクロチップの情報登録

マイクロチップは、直径 1.5mm、長さ 8mm ほどの標識器具で、動物の皮下に装着します。マイクロチップには 15 桁の番号が記録されており、専用のリーダーで読み取ることができます。埋め込んだ後は、電池交換の必要はなく、これまでの実績では副作用の報告もほとんどありません。

迷子になった猫のマイクロチップから飼い主探しをする場合、ただマイクロチップを埋め込むだけでなく、マイクロチップの番号と飼い主などの情報を紐づけるための登録を飼い主において行っておく必要があります。

令和 4 年 6 月以降、飼い猫にマイクロチップを装着する場合には、環境省の指定する情報登録機関に猫の情報を登録しておくことが、法律で規定されました。

詳しくは環境省のホームページをご確認ください。

環境省ホームページ

(QR コード) ⇒



(6) 繁殖の防止

猫は 1 匹のメスから、1 年後に 20 匹以上に増えてしまうなど、繁殖力が特に強い動物です。繁殖制限をしないとあっという間に増えてしまうので、繁殖させる予定がなければ、避妊去勢手術を受けさせましょう。避妊去勢手術をすることで、病気のリスクや性的ストレスの軽減など問題行動の予防にもなります。

やむを得ない事情により、避妊去勢手術を受けさせることができない場合には、オスとメスを完全に分けて飼うなどし、繁殖を防ぐ必要があります。

【参考】 (公社) 沖縄県獣医師会「犬・猫避妊・去勢手術事業」について

公益社団法人 沖縄県獣医師会では、飼育される見込みのない子犬や子猫を増やさないために、「飼い犬」と「飼い猫」の避妊・去勢のための手術費用の一部を助成する事業を実施しています。

事業の対象や応募方法、助成金額など、事業に関する詳細については、沖縄県獣医師会(TEL: 098-853-8001)までお問い合わせください。



※ 不適切な飼育や多頭飼育問題を疑ったとき

身近な方や近くにお住まいの方で、猫の不適切な飼育や、多頭飼育問題などが疑われる場合には環境衛生課までご相談ください。

必要な世話をせず、猫を苦しめることは、動物の虐待にあたります。一方で、問題の背景として飼い主自身にも社会的な支援が必要な事例が多いことも分かってきています。

市では関係者や関係部署と調整し、これらの問題に対応していきます。

(7) 飼うことができなくなったとき

飼い主には、飼い猫を最期まで面倒を見る責任があります。たとえ、途中で飼育できない事情が発生しても、自ら責任を持って新たな飼い主を探し、引き継ぐ必要があります。万一に備え、緊急時の預け先や譲渡先、ペット信託²などを事前に検討しておくことも大切です。

※ 猫を捨てることは犯罪です。愛護動物である猫を遺棄した場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることがあります。

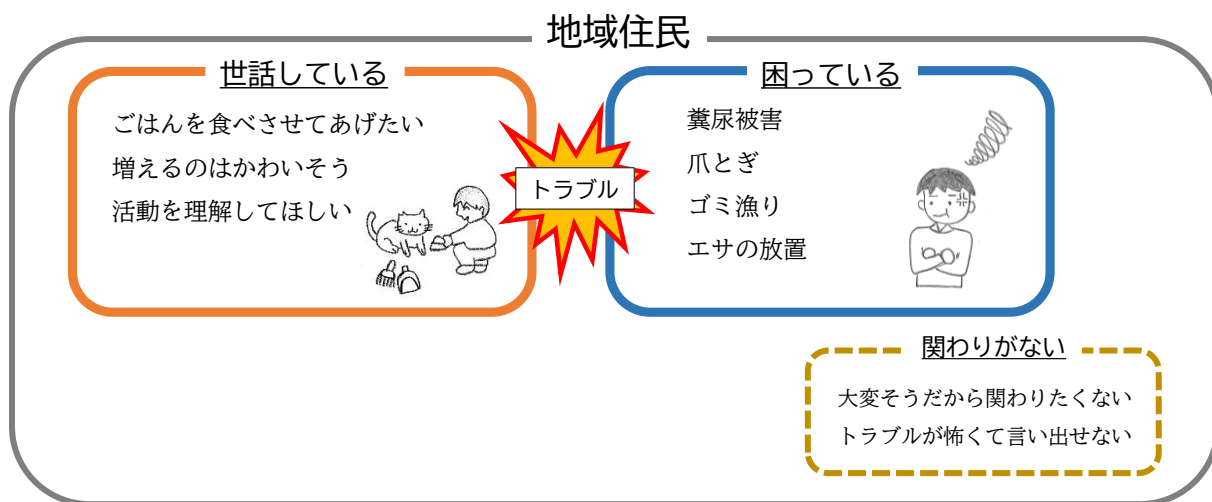
² ペット信託： 「信託」の仕組みを利用して、指定した個人や法人にお金を託して、飼い主に不測の事態が生じた場合に、ペットを飼育してもらう方法

第4章 野良猫編

1 基本的な考え方

那覇市内には、多数の野良猫が生息しています。これらの猫は、飼い主の手を離れた元飼い猫や、野良猫や外飼いの猫が繁殖して増えてしまった子孫です。

市には、猫の糞尿被害を始め、エサやりに関することや仔猫に関すること、負傷して衰弱した猫に関する事など、野良猫に関する相談が日々寄せられています。



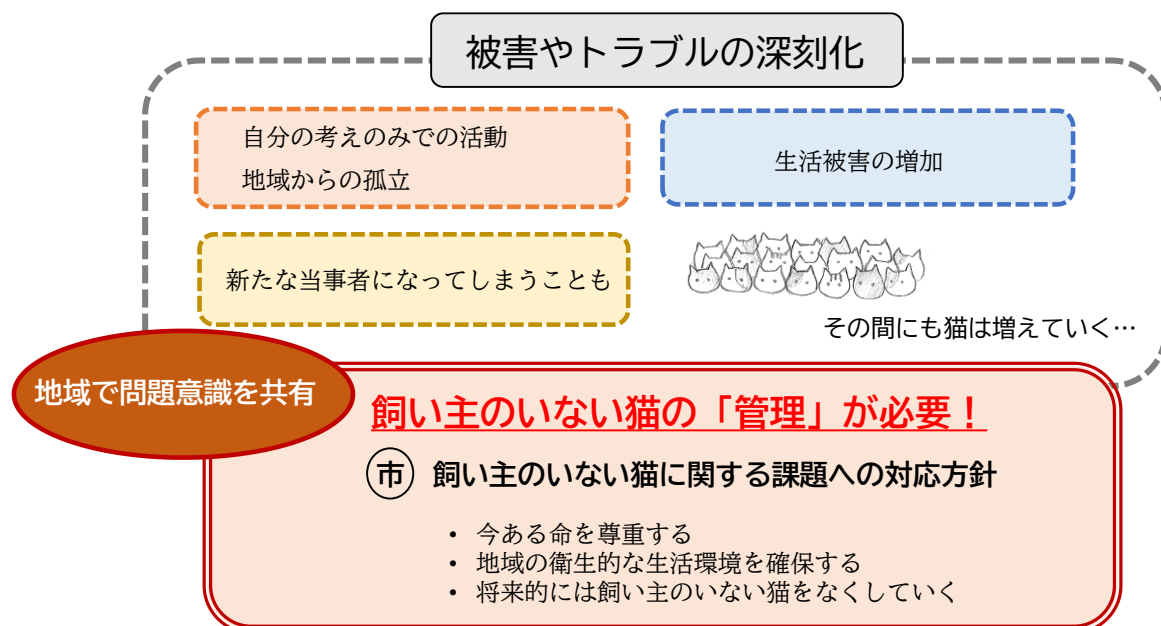
「猫がかわいそうだから」と言ってエサを与える方もいますが、ただエサを与えているだけでは、エサに集まった猫が増えてしまい、近所迷惑となって、結果的にかわいそうな猫が増えてしまうことになります。

一方で、「猫を捕獲して排除すべき」「エサやりを禁止すべき」という声も聞かれますが、主に人間が原因で増えてしまった野良猫を、今度は迷惑だからと排除することは、命ある動物への対応として、適切と言えるでしょうか。

また、猫は、なわばりを持つ動物で、人からもらうエサだけで生活しているわけではないため、エサやりを禁止したとしても、全ての猫がいなくなるとは限りません。

野良猫をこれ以上増やさないためには、飼い猫は室内のみで飼育し、地域に生息する猫は、繁殖を防止するため、計画的に「避妊去勢手術」を行う必要があります。

ただし、手術を行ったとしても、すぐに猫や被害が減るというわけではないため、手術後も糞尿対策やエサの与え方など、地域に迷惑を掛けないよう配慮したうえで、住みよい環境を守っていくことが必要です。



野良猫の課題を解消していくためには、生息状況の把握や避妊去勢手術、被害対策など、継続して「管理する」ことが必要です。猫を管理することで、糞尿被害やごみ漁り、エサの放置など、生活環境の悪化を防ぐことにもなるため、地域全体にとってもメリットがあります。

ただし、自由に行動する猫をきちんと管理するには、室内飼いをする以上に手間がかかり、費用なども必要です。また、地域にいる野良猫をゼロに近づけるためには、10年以上もの期間がかかることもあるようです。

猫を管理する活動は、その地域で猫を世話している方を中心に行われることが原則ですが、その個人だけに頼ってしまうと負担が大きくなってしまい、長く活動を続けることは難しくなります。

そのため、猫を世話している方だけでなく、猫の被害に困っている方や猫と関わりのない方も、地域の現状や猫に対する様々な考え方について理解を深め、必要な取り組みにご協力いただくことが重要です。

2 野良猫の管理について

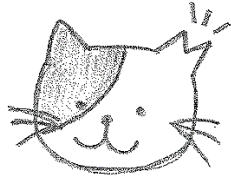
(1) 生息状況の把握

野良猫を管理する上で、基礎となる情報です。付近にどのような猫がいるのか、毛色や模様、大きさ、性別などを注意深く観察して、猫のリストを作ってみましょう。また、その猫の写真があれば、リストを整理する際に便利です。

【参考】 管理する猫のリスト					
名前	色柄	年齢	性別	避妊去勢	備考
なはお	キジトラ	1歳	オス	済 (右耳カット)	人慣れしている 来月譲渡予定
なはこ	ミケ	3カ月	メス	未	体に渦巻の模様がある 来月手術予定

(2) 避妊去勢手術

上記(1)で作成した猫のリストを基に、計画的に避妊去勢手術を進めます。
 猫を保護する前には、事前にチラシを配布するなど
 避妊去勢手術を行うことを地域に周知するようにしましょう。
 保護・捕獲に慣れていない方は、作業中のケガを防止するため、
 専用の道具を使用することをお勧めします。



※ 耳先カットは、手術済の目印です

(3) 排泄物の管理

猫が行動する範囲を把握して、定期的に糞や排泄物などを清掃しましょう。猫用のトイレを設置し、使用させるようにすることも有効です。ただし、設置する場合は、その場所の所有者や管理者の許可を得るようにしましょう。

【参考】 猫用のトイレ
 軒下に設置するなど雨に濡れないよう工夫し、定期的に清掃して清潔に保ちましょう。



トイレは市販品のほか、プランターやプラスチックトレイ、発泡スチロールなどを様々なものを活用できます

(4) 地域の理解

地域における活動の理解を拡げるためには、活動者自身が地域から認められるようにすることが大切です。日頃から挨拶などのコミュニケーションを取り、地域の方々と良好な関係を築いておきましょう。
 地域には、猫が苦手な方やアレルギーを持っている方もいますので、活動を行うにあたっては、このような方への配慮も忘れてはいけません。地域に迷惑をかけないよう対策し、トラブル

が発生した場合には、些細なことでも誠意をもって対応することが肝心です。「良いことをしている」という考えだけで活動を進めると、地域からの理解や協力が得られなくなりますので、注意してください。

※ 地域で野良猫を管理する活動に向け、市では関係者間の連絡調整や話し合いへの同席を行います。詳しくは環境衛生課までご相談ください。

(5) エサを与える場合

エサを与える場合には、地域に配慮し、次のようなマナーを守りましょう。

【野良猫にエサを与える場合のマナー】

- エサ場周辺の住民などに活動について説明すること。
- エサは決まった場所・時間のみで与えること。
 - ※ エサ場は、自身で所有するか、許可を得られた場所にしましょう
 - ※ 地域の迷惑となる深夜・早朝の時間帯は避けましょう
- エサは容器などに入れて与えること。また、エサやり前後にエサ場周辺の食べ残しや猫の排泄物などの清掃を行うこと。食べ終わるまで見守り、エサを放置（置きエサ）しないこと。
- 猫が増えないよう、計画立てて避妊去勢手術を施すこと。
- その他地域住民などからの要望には誠意を持って対応すること。

※注 既に地域で猫の管理や、世話をしている方がいる場合もあります。このような場合、事前に活動に協力したい旨を伝えましょう。

エサの時間は生息状況を把握できる機会でもあるため、注意深く観察するようにしましょう。エサを与えているだけでは、地域で猫が増えてしまう要因にもなります。「無責任」と言われることがないように意識をもって行動しましょう。

※ エサやりなどによって周辺に迷惑をかけている場合には、市による指導の対象となります。場合によっては、被害を受けた方から損害賠償などの責任を問われることもあります。

※ 人間の食べ物は、塩分が多く含まれているなど、猫の健康にとって好ましくありません。場合によっては中毒を引き起こすこともあるため、残飯などを与えることは控えましょう。

飼い主のわからない猫にエサを与えている方へ

ちょっと待って！ エサを与える前に考えてみてください。

1 ただエサを与えるだけでは猫は繁殖を繰り返し、地域で増え続けます



2 猫の排泄物や食べ残しに集まったカラスや虫等により、地域の生活環境が悪化します



エサを与えるだけでは、**様々な問題**が起こります。

4 増えた猫たちには病気やケガ、交通事故などの厳しい運命が待ち受けています



3 猫が増えると被害も拡大し、猫が地域の嫌われ者になってしまうかもしれません



エサを与えるあなたには責任があります。
地域の生活環境を守り、不幸な猫を増やさないためには、**地域の理解**を得た上で、以下のことが必要です。

不妊去勢手術



耳先カットは手術済の目印

食べ残しの清掃



食べ終わるまで見守りましょう

毎日の排泄物の清掃



トイレの設置も有効です

3 野良猫の管理に向けた取り組みについて

動物愛護思想の高まりとともに、近年、市内外において野良猫の管理に向けた取り組みが始まっています。本ガイドラインではそれらの活動の一部について紹介します。

(1) TNR 活動

これ以上野良猫が増えないよう、捕まえて(Trap)、避妊去勢手術し(Neuter)、元いた生息地に戻す(Return) 活動の頭文字を取ったものです。TNR 活動により、猫の繁殖を抑制することは、猫の管理を行う上で、非常に重要な要素となります。

また、最近では、捕まえた猫を避妊去勢手術し、人に慣れさせて (Tame)、譲渡する (Adopt)、TNTA 活動などもあります。

(2) 地域猫活動

地域の生活環境を確保するために、地域住民などが合意の下で協力し合い、生息状況の把握や、避妊去勢手術、排泄物の処理、マナーを守った方法でのエサやりなどを実施する活動です。これ以上野良猫を増やさず、将来的には地域の野良猫をなくしていくことを目的としています。

地域猫活動を継続していくためには、活動に関する周知やルール作りが大切です。市では、地域で話し合いが行われる場合の同席などを行っています。詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。


【参考】 野良猫の管理に向けた市の取り組みについて

市では、野良猫の繁殖を抑制し、糞尿被害などの環境衛生上の問題を軽減するとともに、猫の収容及び殺処分の減少を図るため、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業」を実施しています。


また、野良猫の管理を推進するため、本ガイドラインに沿って、特定の地域内で猫を管理することができる方や「地域猫活動」を行っているグループについて、「なはねこサポーター（以下、「サポーター」とします。）」として登録[※]し、その活動について一部支援を行っています。

事業への参加やサポーター登録には、事前の申し込みが必要です。詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。

不妊去勢手術実施事業紹介ページ

(QR コード) ⇒ 

サポーター制度紹介ページ

(QR コード) ⇒ 



※ サポーター制度の詳細については巻末資料もご参照ください。

4 猫に困っているときは

- 猫が自宅の敷地に入ってきて困っている場合には、次のような対策を試してみてください。
- ※ 効き目には個体差があります。様子を見て効果がない場合は他の方法を試してみてください。
 - ※ においが強いものや色がついてしまうものもあります。取り扱いには十分注意してください。

名称	方法
食用酢	食用酢をスポンジや布に染み込ませて、猫の通路になっている場所に置く。 ※ 散布すると効果が持続しません
木酢液	木酢液を空き缶などに入れて、猫の通路になっている場所に置く。 ※ 散布すると効果が持続しません
コーヒーかす	抽出したあとのコーヒーかすを植え込みなどにまく。
ハーブを植える	レモングラスやゼラニウム、ルーなど、香りの強いハーブ類を植える。
市販の忌避剤	ホームセンターなどで売っている猫除け用の薬剤やトゲのついたタイルを使って対策する。
環境を変える	猫が隠れられる場所をなくす。大きな石や枯れ枝などを猫の通路になっている場所に置く。
超音波発生器	猫が近くを通るとセンサーにより感知し、猫が嫌いな超音波を発生させる機械を使って対策する。

※ 猫は愛護動物です。猫をみだりに殺し、または傷つけた場合には、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処されることがあります。

【参考】 猫に困っている場合の相談先

猫による被害に困っている場合には環境衛生課までご相談ください。必要に応じて周辺の調査や対策の助言、超音波発生器の貸し出しなどを行っています。

※ 猫の駆除などを目的とした引取りは行っていません。



超音波発生器（貸出用）

5 Q&A：よくある質問

市に寄せられる野良猫に関する相談の一部と、その回答について紹介します。



Q1. 野良猫にエサを与えてもいいのですか。

周辺の迷惑になったり、野良猫を増やしてしまうようなやり方は好ましくありません。エサやりに関してお困りの場合には、市までご相談ください。

エサを与える場合には、p.13に記載している「エサを与える場合のマナー」を守りましょう。また、猫のためにもp.11～を参考に野良猫の管理に向けたご協力をお願いします。



Q2. 野良猫を保護したい。

ご自身で最後まで対応できるのか、一度よく考えてみてください。その猫を探している方がいるかもしれませんので、保護した後、環境衛生課やお近くの警察署へ連絡するようにしましょう。

① 保護した猫を飼う場合

第4章を参考に室内のみで大切に飼ってあげてください。

② 保護した猫の譲渡先を見つける場合

根気強く飼い主探しをすることが大切です。また、譲渡先が決まるまで、ご自身で猫を保護する必要があります。

野良猫は病気や寄生虫を持っている可能性もあるので、動物病院の受診をお勧めします。



Q3. 生まれたばかりの仔猫を見つけた。



多くのケースでは、近くに親猫がいて仔育てをしています。猫は移動を繰り返しながら仔育てをします。基本的には、次の場所に移るまでの少しの間、そっと見守りましょう。

なお、心配だからと仔猫に触ったり、頻繁に様子見したりすると、親猫が警戒し、仔猫を放置してしまうことがあるのでご注意ください。

① 仔猫を保護したいとき

生後間もない猫は、数時間おきに専用のミルクを与える必要があるなど、人の手で育てることは容易ではありません。

病気や寄生虫を持っている可能性もあります。保護する場合には、Q2 も参考に最後まで面倒を見る気持ちで臨みましょう。

② その場所に居られては困るとき

猫の隠れられる場所をなくすことや、p.16 を参考に対策することで、その場所から移動することが期待できますので試してみてください。

※ 以下の場合には、環境衛生課までご相談ください。

- 仔猫がぐったりとしている。衰弱している。
- 数日経っても親猫の姿が見えないが、仔猫はそのまま残されている。
- 置き手紙があるなど、人為的に放置（遺棄）されている可能性が高い。



Q4. ケガして動けない猫を見つけた。



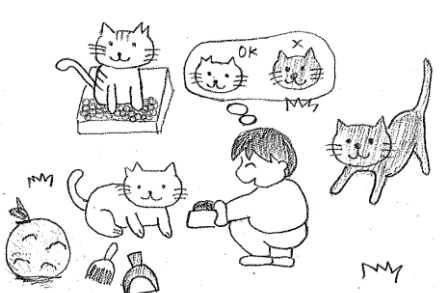

市内で負傷し衰弱した猫を見つけた場合は、環境衛生課までご連絡ください。必要に応じて収容し、処置を行います。

原則として、それ以外の野良猫の保護や捕獲はできません。

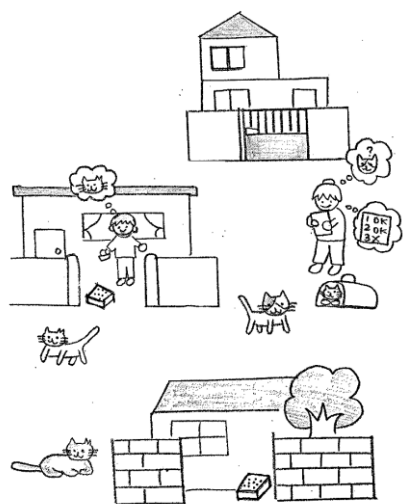


6 野良猫との関わり方 ～ ケースから学ぼう ～

本ガイドラインに沿った、野良猫との関わり方の事例について紹介します。

<p>ケース①</p> 	<p>家の庭に来る猫2匹に避妊去勢手術を施し、エサやりや排泄物の清掃、猫用トイレの設置をしています。</p> <p>ときどき他の猫が来ますが、この2匹以外にエサは与えないようにしています。</p> <p>《担当コメント》</p> <p>活動の幅は人それぞれなので、あらかじめ範囲を決めておくことも大切です。外で暮らす野良猫には、病気や交通事故のリスクがあるので、保護や譲渡などについても検討していくことが理想的だと思います。</p> <p>【関連項目】</p> <p>p. 13 野良猫にエサを与える場合のマナー</p> <p>p. 17 野良猫を保護したい</p>
<p>ケース②</p> 	<p>家の近くにいる野良猫を、これ以上増やさないために避妊去勢手術をしています。</p> <p>猫が地域の迷惑になるといけないので、庭に猫用トイレを設置し、エサをあげた後には近くを見てまわり、糞拾いもしています。</p> <p>避妊去勢手術は、エサの時間に集まった猫を確認し、リストを作って進めています。時々知らない猫が来ることもあるので、様子を見てその猫も手術するようにしています。</p> <p>《担当コメント》</p> <p>地域で暮らす猫を管理するための取り組みですね。市ではこうした方について、サポーターとして登録し、活動を支援しています。良ければ登録をお願いしたいです。</p> <p>猫の管理には労力や費用が多くかかるので、ぜひ地域にも声をかけ、取り組みの輪を拡げていただきたいと思います。</p> <p>【関連項目】</p> <p>p. 11～ 野良猫の管理について</p> <p>p. 15 野良猫の管理に向けた市の取り組みについて</p>

ケース③



自治会の構成員が中心となって、猫によるトラブルをなくすための取り組みを行っています。以前は、猫好きの方と猫に困っている方とでいさかいはありましたが、課題解決のためにとことん話し合い、猫を管理することで減らしていこうという運びになりました。

今では自治会費から費用を捻出し、協力してくれるお宅には猫用トイレを設置し、エサやりについても時間や場所などルールを決めてやるようにしています。自治会のなかには猫が苦手な方もいるので、そうした方へは対策グッズの提供も行っています。

地域にいる猫については、ほとんどが避妊去勢を済ませているので、最近は仔猫を見かけることがなくなりました。そのせいもあってか、以前は活動に否定的だった方も、新たな猫を見かけると教えてくれたり、少しずつ協力してくれるようになってきました。

《担当コメント》

地域が主体となって野良猫を管理する、「地域猫活動」に取り組まれているんですね。こうした方についても、サポーターとして登録が可能ですので、ぜひ登録をお願いします。

猫を管理して、その数を減らしていくには、活動を継続することが大切ですので、これからも計画的に取り組を進めて行っていただきたいです。

【関連項目】

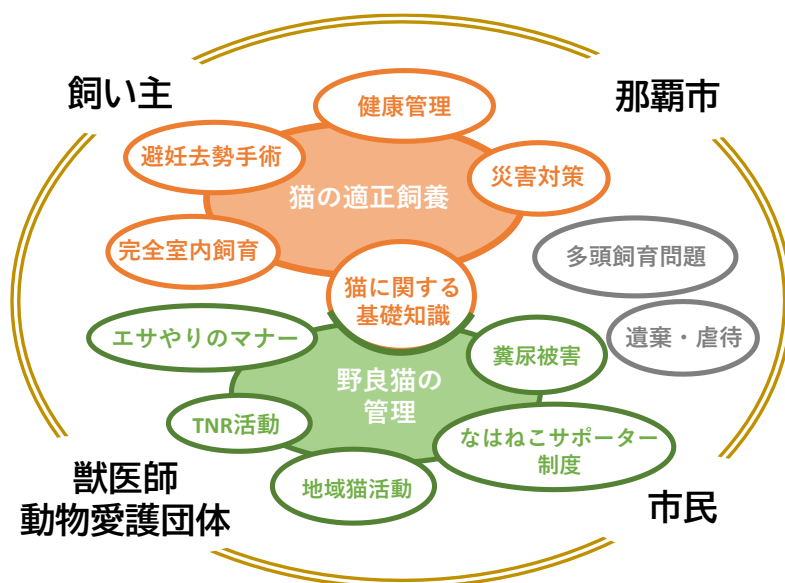
p. 11 ~ 野良猫の管理について

p. 15 地域猫活動

p. 15 野良猫の管理に向けた市の取り組みについて

第5章 関係者の役割

猫に関する様々な課題を解消し、「人と猫が共に幸せに暮らす地域社会」を実現するため、一人ひとりが意識をもって、自分にできることを進めていきましょう。



1 那覇市

- 猫の飼い方や野良猫との関わり方について普及啓発を行います。
- サポーター制度の普及啓発やサポーターへの必要な支援を行います。
- 地域猫活動の実施に向けて、話し合いの場を設定するなど連絡調整を行います。
- 市民からの猫に関する相談に対し、必要に応じて地域住民やサポーター、動物愛護団体などと協力しながら対応を行います。
- 野良猫の生息実態の把握や、将来的にその数を減らすための取り組みに努めます。

2 獣医師・動物愛護団体等

- 猫の飼い方や野良猫との関わり方について、普及啓発に協力します。
- 猫の飼い方や野良猫の管理に関する技術的な支援を行います。

3 猫の飼い主

- 飼い始める前に、本当に飼うことができるのかよく考えましょう。
- 避妊去勢手術や完全室内飼育の実施に努めましょう。
- 周辺に迷惑をかけないように、責任を持って最期まで飼いましょう。

4 市民

- 猫が命ある生き物であることを尊重しましょう。
- 猫の適正飼養や終生飼養に関する理解を深めましょう。
- 野良猫の管理や、そのための活動に関する理解を深めましょう。

謝辞

本ガイドラインの作成にあたり、策定検討会を開催し、多くの方々からご協力をいただきました。ここに記して、深甚なる感謝の意を表します。

那覇市人と猫との共生に関する ガイドライン策定検討会名簿

(所属は策定当時のもの。50音順。敬称略。)

- 岩田 なおみ (那覇市動物愛護推進員)
上地 晴美
(NPO 法人 ワン's パートナーの会)
浦崎 修 (HOD おきなわ、司会進行)
大城 幼子 (那覇市議会議員)
金城 秀信 (若狭めおと自治会 会長)
金城 幸宏 (那覇市役所職員)
工藤 俊一
(公益社団法人 沖縄県獣医師会 会長)
清田 志乃 (那覇市動物愛護推進員)
竹中 眞由美 (那覇市動物愛護推進員)
中村 圭介 (那覇市議会議員)
畑井 モト子
(一般社団法人 琉球わんにゃんゆいまーる 代表)
畑瀬 裕子 (那覇市動物愛護推進員)
普久原 朝日 (那覇市議会議員)
前原 信達 (銘苅新都心自治会 会長)
宮城 直子
(NPO 法人 おきにゃあわんネットワーク 代表)
(那覇市動物愛護推進員)
宮良 さつき (オム・ファム株式会社)
與那嶺 勝 (那覇市役所職員)
若園 恵美 (那覇市動物愛護推進員)



策定検討会で製作したガイドラインを象(かたど)るコラージュ(貼り絵)

卷末資料

1 猫に関する法令等

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律

人間と動物が共に生きていける社会をめざし、制定された法律です。動物の習性をよく知ったうえで取り扱うよう、猫を含めた動物の飼い主の責任や義務などについて定めています。また、猫などの愛護動物への虐待や遺棄に関する罰則や、動物の飼い方に対する指導などについて定めています。

動物の愛護及び管理に関する法律 (抜粋)

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

(変更登録)

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

(死亡等の届出)

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(罰則)

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、

又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

(2) 那覇市動物の愛護及び管理に関する条例

犬猫が収容されることのない「人と動物の調和のとれた共生する地域社会の実現」に向けて、動物（ペット）に関する様々な課題への対応をさらに推し進めることを目的に制定された条例です。飼い猫の完全室内飼育や、野良猫にエサやりする場合のマナーなどについて定めています。

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであることを共に認識した上で、それぞれの責務を果たしていくとともに、互いに密接に連携を図りながら、衛生的な生活環境が確保されたまちづくりを実践することを基本理念として、その実現が推進されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、及び実施することに努めなければならない。

2 市は、広報その他の活動を通じて、動物の愛護に関する思想及び適正飼養の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物の習性、生理、生態等を理解すること及び適正飼養をすることに努めるとともに、その動物について、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 終生飼養(命を終えるまで適正飼養をすることをいう。次項において同じ。)をすること。
- (2) 繁殖して自ら適正飼養をすることが困難となるおそれがあると認められる場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、感染を予防するために必要な措置を講ずること。
- (4) 迷子札、マイクロチップ等の装着その他動物が自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするために必要な措置を講ずること。
- (5) 災害等が発生した場合に備え、市長が定める措置を講ずること。

2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、動物の習性、生理、生態等を理解するとともに、飼養の目的、環境等を考慮し、及び終生飼養ができる動物を選ぶよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防その他の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は適切な措置を講ずること。
- (3) 飼養場所の汚物及び汚水を適正に処理し、常に清潔に保つこと。
- (4) 道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び建物(以下「公共の場所等」という。)を損傷し、又は不潔にしないこと。
- (5) 異常な鳴き声、飛散する毛、羽毛、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 逸走を防止する対策を講ずるとともに、逸走が発生した場合は、自らの責任において速やかに捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(猫の飼養等)

第9条 猫の飼い主は、その所有し、又は占有する猫について、屋内で飼養するよう努めなければならない。

2 所有者が判明しない猫に対し継続して給餌を目的とする行為を行う者は、猫の繁殖を防止すること、並びにその行為を行う周辺地域の生活環境を損なわないようにすること及び住民等の理解を得ることに努めなければならない。

(飼い主等に対する指導及び助言)

第10条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命等に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

2 市長は、第6条第1項第2号に規定する繁殖を防止するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

3 市長は、第6条第1項第3号に規定する感染を予防するための措置について、飼い主に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

4 市長は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をするものとする。

(3) 那覇市動物の愛護及び管理に関する指針

那覇市動物の愛護及び管理に関する条例の基本理念の達成に向けて、市の現状から課題を抽出し、それらを解消していくために必要な市の施策や取組みについて示したものです。猫の飼い方や、野良猫への接し方に関する普及啓発、協働・連携による取組の推進の必要性について記載しています。

那覇市動物の愛護及び管理に関する指針
(抜粋)

施策 1

動物の健康・安全の確保と地域の生活環境の保全

3 猫の飼養と飼い主のいない猫に関する課題への対応

☆目指すこと

- ・ 地域での糞尿被害、ごみあさりや道路上の轢死等の環境衛生上の問題の軽減
- ・ 良好で快適な生活環境の確保
- ・ 飼い主のいない猫の収容及び殺処分の減少

☆方策

- ・ 飼い猫の終生飼養、適正飼養の普及啓発
- ・ 飼い主のいない猫への関わり方の普及啓発

本市においては「放し飼いの猫」や「飼い主のいない猫」によると考えられる糞尿等の地域の生活環境の悪化等に関する相談や、こうした猫の道路上での轢死や負傷に関する相談が多数あり、その対応が課題となっています。

元来、猫については「外で自由に暮らす生き物」という認識がありましたが、今いる飼い主のいない猫の一部は、放し飼いや逃げてしまった飼い猫や、その子孫であるという側面があり、最近では、病気や事故、近隣とのトラブル防止の観点からも、猫は屋内のみで飼養することが望ましいとされています。

また、動物愛護思想の高まり等により、いわゆる「地域猫活動」や「TNR 活動」等の飼い主のいない猫に関する活動についても認知されてきているところですが、猫の将来や地域の生活環境について考慮しない方法での、いわゆる無責任なエサやりも問題となっています。

本市では、今ある猫の命を尊重する一方、衛生的で快適な生活環境の確保、及び「人と動物と共生する社会」の実現のため、猫の適正飼養や飼い主のマナー、及び飼い主のいない猫を世話する場合のマナーやその社会的責任等を明確化し、猫に関わる様々な主体の皆様に対し、猫との適切な関わり方の普及啓発を行います。また、地域住民、自治会、動物愛護団体や沖縄県獣医師会と連携し、市内に生息する飼い主のいない猫の実態把握や、将来的にその数を減らしていくために必要な取り組みの実施に努めます。

施策 2

協働・連携による取り組みの推進

多様化、複雑化する動物の愛護及び管理に関する課題に対し、条例で定める動物愛護推進員をはじめ、関連する部署や、県獣医師会、動物愛護団体等との協働により対応していきます。

また、職員へ動物の愛護及び管理に関する知識、先進都市の事例や新たな知見等を習得するために必要な研修等を実施するとともに、市民力の向上や、市と協働して課題解決にあたる市民ボランティアの育成するために必要な取組みについて調査研究を行います。

1 動物愛護推進員等との協働

動物愛護推進員等との協働により、適正飼養、終生飼養の普及啓発を図ります。また、さまざま場面での活動を行う市民ボランティアの育成、支援や関係団体等が互いに連携、協働できる体制の整備に努めます。

2 社会福祉施策との連携

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼養する家庭が増加している一方、飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な飼養に起因する問題が発生しています。

市では、飼い主の経済的困窮や、社会的な孤立等に起因する不適切な飼養の改善、及び未然防止については、関係者が連携して対応することが重要です。これらの問題は、再発リスクが高く、根本的な解決のためには、動物への対処のみならず、飼い主に働きかける必要があることから、福祉部門等との更なる連携に努めます。

3 災害対策

災害時にペットの安全を守ることを最も出来るのは、飼い主自身であり、飼い主は、日頃から、災害を意識し、備えることが重要です。

市では、飼い主に対し、日頃からの「しつけ」や最低限必要な水や餌等の備えの他、災害発生時の適切な対応等について、普及啓発に取り組みます。また、沖縄県や沖縄県獣医師会等との連携体制の整備や必要物品の備蓄に努めます。

4 職員研修の実施

広範かつ多岐にわたる動物の愛護及び管理に関する課題への適切な対応を行うこ

とや他自治体の例や、新たな知見の習得に努めるため、職員研修の実施に努めます。

5 市民講座等の実施

適正飼養、終生飼養等の普及啓発を図るため、市民や児童、生徒を対象とした講座等の開催や様々なツールを活用した普及啓発に努めます。

2 なはねこサポーター制度の紹介チラシ


(表面)

なはねこサポーター制度のご案内

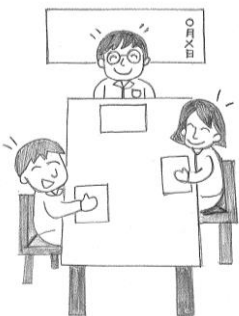
～市と協力して、野良猫対策に取り組みませんか～

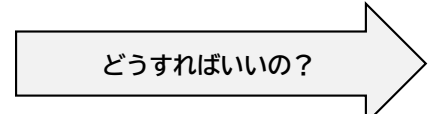
・野良猫のために何かしたい！
・野良猫が増えるのはかわいそう！

市と協力し、野良猫の「管理」に向けた
取り組みを進めていきましょう！



・地域で野良猫に困っている！
・エサが放置されていて不衛生！





どうすればいいの？

市では、地域で暮らす猫を適切に「管理※」できる方を
「なはねこサポーター」として登録し、活動を支援しています。

※管理：地域で暮らす野良猫の把握に努め、猫が増えないよう計画立てて不妊去勢手術を実施すること、また猫による糞尿被害や爪とぎ、ごみ漁りなどが生じないよう対策を講じること。エサを与える場合には、他人に迷惑をかけない方法で行うこと。

なはねこサポーターの活動


事前に登録を受けた地域において、「那覇市人と猫との共生に関するガイドライン（なはねこガイドライン）」に沿って

- 野良猫の不妊去勢手術や必要に応じた保護・譲渡
- 野良猫用トイレの設置や、排泄物の清掃
- 活動地域内の猫に関するトラブルへの対応
- マナーを守った方法でのエサやり
- 地域への活動報告

などに取り組んでいます。

サポーター活動で
期待できること

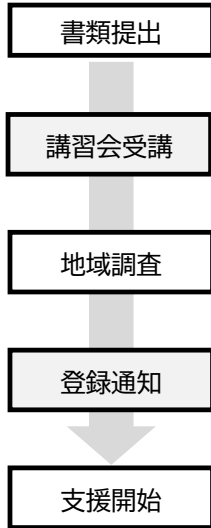
- ◎ エサの散乱の防止
- ◎ 糞尿被害の減少
- ◎ 子猫の出産や、さかりの鳴き声の減少



裏面も
ご参照ください。

(裏面)

手続きの流れ



※ 年度ごとの手続きが必要

なはねこサポーターの主な登録要件

- 申請者（グループの場合は少なくとも1名）が那覇市民または在勤者であること。
- 活動地域を明確に示すこと。
- 地域内の野良猫の把握（猫リストの作成）に努めること。
- 計画立てて、地域内の飼い主のいない猫の不妊去勢手術等を行うこと。
- 猫の排泄物を清掃するなどし、地域を衛生的に保つこと。
- 活動について、理解が得られるよう、必要に応じて地域に説明すること。また、定期的に活動地域に報告すること。
- 猫にエサを与える場合には以下を遵守すること。
 - エサ場周辺の住民などに猫を管理するための活動であることを説明すること。
 - エサは決まった場所・時間でのみ与えること。
 - エサは容器に入れて与え、食べ終わるまで見守って食べ残し等を回収し、そのまま放置しないこと。
- 地域内での猫に関するトラブルの解消に努めること。
- 市からの必要な調査などに協力すること。

以下の条件を追加で満たす場合には
《なは地域猫サポーター》として登録します。

- 少なくとも2名以上で活動していること。かつ少なくとも内1名が活動地域内に在住していること。
- 地域の理解を得て活動していること（同意書が必要）。
- 地域内の許可を得られた場所に猫用トイレを設置すること。

なはねこサポーターへの支援

- 野良猫の避妊去勢手術実施に関する支援
- サポーター証、各種啓発資料の提供
- 活動に必要な物品（捕獲器や猫の忌避剤）等の貸与・提供
- 活動に関する相談受付や地域説明への同行 など



市民の皆様へのお願い

野良猫を管理する活動によって、時間はかかりますが、猫の被害や生息数を減らすことができます。本制度へのご理解、ご協力をよろしく申し上げます。
制度に関するご不明点等がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。



那覇市役所 環境部 環境衛生課

住所:南風原町字新川641番地 エコマール那覇プラザ棟4階

電話：098-951-1530 FAX：098-888-1076

那覇市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



※ 本制度は「那覇市人と猫との共生に関するガイドライン（なはねこガイドライン）」に沿って実施しています。
なはねこガイドラインについては市ホームページをご参照ください。

◀ QRコード ▶





発行元

那覇市環境部環境衛生課

〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川 641 番地

エコマール那覇プラザ棟 4階

Tel: 098-951-1530

E-mail: K-KANEI001@city.naha.lg.jp